



# 下川町子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 国による子ども・子育て支援新制度の概要及び全体像	2
（1）新たな制度の目的	2
（2）子ども・子育て関連3法	2
（3）制度の主な内容	2
（4）保育の必要性の認定について	2
3 計画の位置づけと期間	4

## 第2章 子どもを取り巻く現状・課題

1 就学前児童を取り巻く環境	5
（1）人口等の動向	5
（2）出生数等の推移	7
（3）教育・保育の状況	9
2 アンケートから見られる現状	11
（1）家族の状況について	11
（2）保護者の就労状況と子育てについて	11
（3）お子さんの幼児センターの利用状況について	12
（4）「子育て支援センター」について	13
（5）新たな保育ニーズについて	16
（6）子どもたちの放課後の過ごし方について	17
（7）子育てに関する悩みや不安等について	18
3 本町の子ども・子育て環境の課題	21
（1）核家族化等の進行	21
（2）働く母親への支援の充実	21
（3）多様なニーズへの対応	21
（4）子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実	21
（5）相談体制の充実	21
（6）ワーク・ライフ・バランスの推進	22
（7）要保護・要支援児童等への対応の充実	22

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	23
2 施策の体系	23
3 基本目標・施策の方向	24
4 教育・保育提供区域について	33

## 第4章 子ども・子育て支援の講ずべき施策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	34
-----------------------	----

(1) 幼稚園	34
(2) 認定こども園	34
(3) 認可保育所	35
2 地域型保育（主に3歳未満の乳幼児に対する保育で町の認可事業）	35
(1) 小規模保育事業	35
(2) 家庭的保育事業	35
(3) 事業所内保育事業	36
(4) 居宅訪問型保育事業	36
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	36
(1) 利用者支援事業	36
(2) 地域子育て支援拠点事業	37
(3) 妊婦健康診査事業	37
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	38
(5) 養育支援訪問事業	38
(6) 子育て短期支援事業	39
(7) 子育て援助活動支援事業	39
(8) 一時預かり事業	40
(9) 延長保育事業	40
(10) 病児保育事業	41
(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	41
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	42
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	42
4 教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	42
(1) 保育士等の資質の向上に対する必要な支援に関する事項	42
(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	42
(3) 幼児センターと小学校等との連携の推進方策	43
5 任意記載事項	43
(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保に関する事項	43
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携に関する事項	43
(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	43
<b>第5章 計画の推進に向けて</b>	
1 計画の周知徹底	44
(1) 町民・団体等への周知	44
2 推進体制づくり	44
(1) 下川町次世代育成支援推進協議会	44
(2) 関係機関の連携・強化	44
3 計画の点検・評価	44

(1) 各年度における点検・評価	44
(2) 中間年における計画の見直し	44

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

本町では、第5期下川町総合計画の将来像「森と大地と人が輝くまち・しもかわ」の基本目標である「すこやかでいきいき暮らせるまちづくり」実現の一環として、平成17年度に下川町次世代育成支援行動計画（平成17年度～26年度）を策定し、必要な施策を展開してきました。

しかし、高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て環境はより厳しいものとなっており、不安や孤立感を感じる方も多く加えて仕事と子育ての両立という、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）環境の整備も求められています。

こういった諸課題に対応し、子育てをしやすい社会の構築を目指して平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものとして制定されました。

また、「子ども・子育て関連3法」の一つ、「子ども・子育て支援法」においては、都道府県、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、課題への確実な対応が求められています。

本町においては、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくために、子ども・子育て支援新制度や下川町次世代育成支援行動計画の趣旨を踏まえて、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「下川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。



## 2 国による子ども・子育て支援新制度の概要及び全体像

### (1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

### (2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### (3) 制度の主な内容

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供  
幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが行われます。
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善  
地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実が図られます。
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実  
地域の子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実が図られます。

### (4) 保育の必要性の認定について

子ども子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給（保育）する仕組みとなっています。

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定の区分は、1号～3号の3つの区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なってきます。



## ①認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業等は次のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業所など

## ②認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

### 【事由】

- 就労(1か月48時間以上の就労)
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害や同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- その他市町村が定める事由

### 【保育時間】

- 保育標準時間(最長11時間)  
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- 保育短時間(最長8時間)  
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

### 【優先すべき事情】

- ひとり親家庭
- 生活保護世帯
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- その他市町村が定める事由

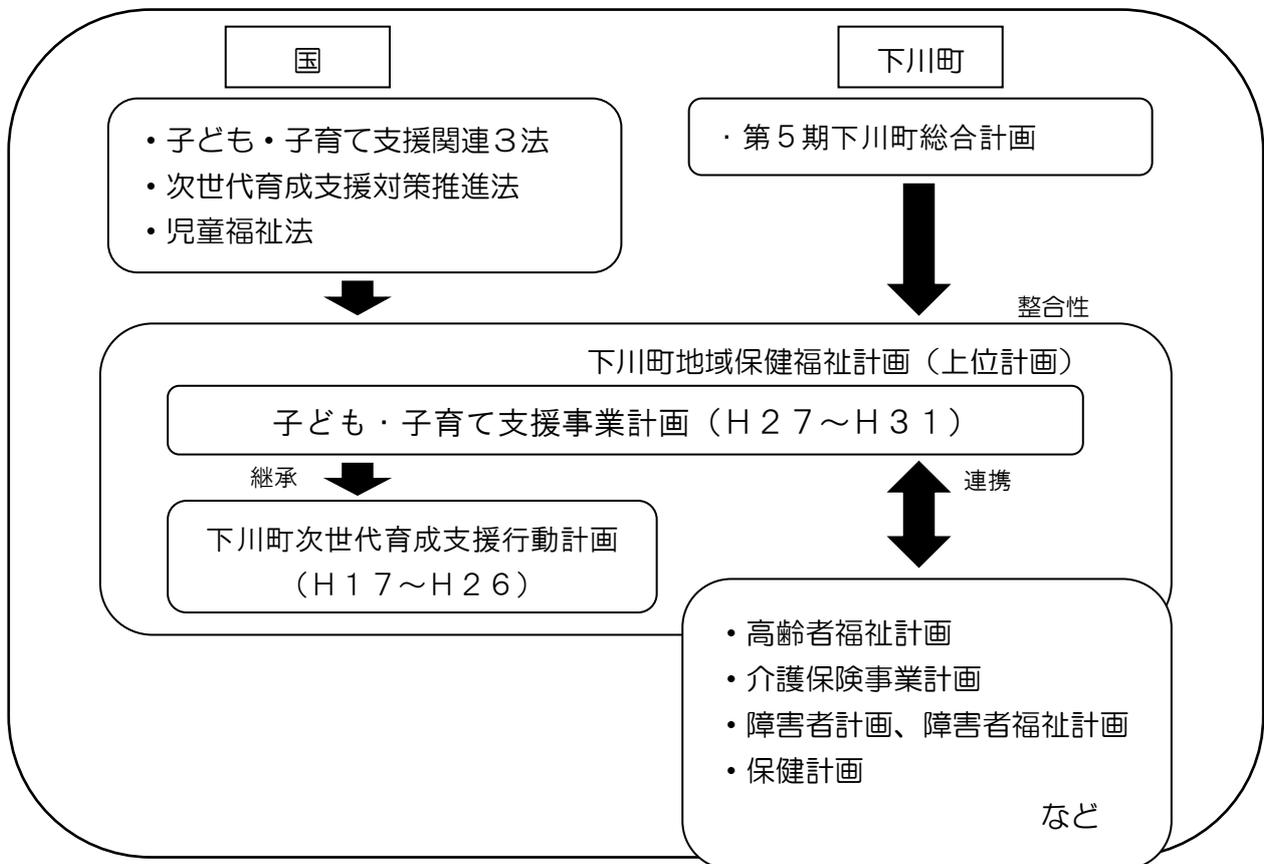


### 3 計画の位置づけと期間

- 本計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援することを目指し、町民が子育てについて理解を深めるとともに、家庭、保育、幼児教育の場、学校、事業者や行政機関が相互に連携、協力して、地域社会が一体となって子育て支援等を推進するための町の取組として位置付けるものです。
- 本計画の策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法を根拠とする「下川町次世代育成支援行動計画」を踏襲するとともに、上位計画の「下川町第5期総合計画」との整合性を図ります。
- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までとされていますが、計画内容との乖離が生じた場合は、計画期間内において計画の見直しを行います。

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画 策定					
	点検・評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価
			必要に応じて 見直し		見直し

#### 【上位計画、関連法案との関係】



## 第2章 子どもを取り巻く現状・課題

### 1 就学前児童を取り巻く環境

近年、婚姻者数や就学前人口の減少、さらには総人口の減少と少子高齢化が徐々に進展しています。また、世帯構成は核家族化が進み、子どもを取り巻く家庭の環境、地域の環境が大きく変わっていることがうかがわれます。

#### (1) 人口等の動向

最近5年間の下川町の人口の推移をみると、総人口は平成22年の3,707人から平成26年には3,507人と200人(5.4%)減少しています。年齢別にみると0歳～14歳の年少人口は、ほぼ横ばい状況となっているものの15歳～64歳の生産年齢人口が大きく減少しています。

#### ◆年齢階層別人口の推移（各年4月1日現在）

単位：人

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口 0歳～14歳	男	189	191	187	177	187
	女	174	171	174	181	181
	計	363(9.8%)	362(9.9%)	361(10.1%)	358(10.0%)	368(10.5%)
生産年齢 人口 15歳～64歳	男	977	960	945	943	911
	女	978	966	924	910	892
	計	1,955(52.7%)	1,926(52.9%)	1,869(52.0%)	1,853(52.1%)	1,803(51.4%)
老年人口 65歳以上	男	580	563	560	549	551
	女	809	790	802	799	785
	計	1,389(37.5%)	1,353(37.2%)	1,362(37.9%)	1,348(37.9%)	1,336(38.1%)
合計	男	1,746	1,714	1,692	1,669	1,649
	女	1,961	1,927	1,900	1,890	1,858
	計	3,707	3,641	3,592	3,559	3,507

資料：税務住民課

#### ◆世帯数と平均世帯人員の推移（各年4月1日現在）

単位：世帯・人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数	1,826	1,817	1,807	1,801	1,788
平均世帯人員	2.03	2.00	1.98	1.97	1.96

資料：税務住民課



◆年齢別就学前児童数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	16 (11.6%)	13 (11.0%)	11 (9.8%)	18 (14.4%)	19 (15.3%)
1歳	25 (18.1%)	20 (17.0%)	12 (10.7%)	21 (16.8%)	24 (19.4%)
2歳	21 (15.2%)	13 (11.0%)	25 (22.3%)	13 (10.4%)	13 (10.5%)
3歳	22 (16.0%)	23 (19.5%)	18 (16.1%)	27 (21.6%)	20 (16.1%)
4歳	25 (18.1%)	21 (17.8%)	25 (22.3%)	20 (16.0%)	22 (17.7%)
5歳	29 (21.0%)	28 (23.7%)	21 (18.8%)	26 (20.8%)	26 (21.0%)
計	138	118	112	125	124

資料：保健福祉課

下川町の平成27年から平成30年までの今後4年間の総人口（コーホート変化率法による）の変動は、年少人口で305人から260人と45人（14.8%）の減少に対して老年人口は、平成27年の1,359人から1,311人と44人（3.5%）の減少と少子高齢化が進むことが推計されています。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても、平成27年の1,716人から平成30年は1,556人と160人（9.3%）の減少と推計されています。

◆将来人口の推計

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
年少人口 0～14歳	男	163	156	149	141
	女	142	135	127	119
	計	305 (9.0%)	291 (8.8%)	276 (8.6%)	260 (8.3%)
生産年齢 人口 15～64歳	男	885	862	838	815
	女	831	801	771	741
	計	1,716 (50.8%)	1,663 (50.5%)	1,609 (50.1%)	1,556 (49.8%)
老年人口 65歳以上	男	570	561	552	543
	女	789	782	775	768
	計	1,359 (40.2%)	1,343 (40.7%)	1,327 (41.3%)	1,311 (41.9%)
合計	男	1,618	1,579	1,539	1,499
	女	1,762	1,718	1,673	1,628
	計	3,380	3,297	3,212	3,127

資料：人口推計

※コーホート変化率法：年齢区分ごとに時間的变化（今回は、H17～H22の5年ごとの国勢調査実施年における変化を基とした。）を基に将来人口を推計する方法です。

## (2) 出生数等の推移

下川町の近年の出生数の推移についてみると、平成21年から平成25年では平成21年の12人から平成24年の23人と大きく変動しており、一概に減少傾向とは言えない一方、一人の女性が一生に産む子どもの数を示した合計特殊出生率も横ばい状況にありますが、婚姻数は減少傾向にあります。

### ◆男女別出生数の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
男子出生数	8	8	5	8	9
女子出生数	4	9	8	15	12
合計出生数	12	17	13	23	21

資料：税務住民課

### ◆合計特殊出生率推移

単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
下川町	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42
北海道	1.19	1.20	1.19	1.26	1.25
全 国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

資料：道資料

※合計特殊出生率とは人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の数を示します。なお、長期的に人口を維持するためには、この数値が2.07を上回る必要があると言われています。

### ◆婚姻数の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
下川町	23	16	17	14	19

資料：税務住民課

### ◆年齢別未婚率

単位：%

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
下川町	87.9	60.6	32.8	39.8
北海道	89.6	63.4	40.7	30.3
全 国	90.4	62.5	39.3	31.0

資料：国勢調査（平成22年）



◆共働き世帯の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦のいる世帯	1,178	1,068	947
共働き世帯	581 (49.3%)	491 (46.0%)	463 (48.9%)
共働き世帯（子ども有り）	335 (28.4%)	284 (26.6%)	272 (28.7%)

資料：国勢調査

◆乳幼児健康診査

単位：人・%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	受診者数	受診率%								
3・4 か月児	12	100.0	18	100.0	13	100.0	19	100.0	24	100.0
11・12 か月児	24	96.0	16	100.0	22	100.0	12	100.0	21	100.0

資料：保健福祉課

◆乳幼児相談率

単位：人・%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%
6・7 か月児	33	94.2	32	84.2	22	100.0	38	100.0	37	94.8
9・10 か月児	45	91.8	32	100.0	30	93.7	38	100.0	37	100.0

資料：保健福祉課



### (3) 教育・保育の状況

#### ◆保育所の概況（各年4月1日現在）

単位：人

施設名	定員	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		入所人数	充足率(%)	入所人数	充足率(%)	入所人数	充足率(%)
下川町幼児センター	90	94	104.4	86	95.6	85	94.4

施設名	定員	平成 24 年度		平成 25 年度	
		入所人数	充足率(%)	入所人数	充足率(%)
下川町幼児センター	90	80	88.9	83	92.2



資料：保健福祉課

#### ◆認可外保育施設の概況（各年4月1日現在）

単位：人

施設名	定員	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		入所者数	充足率(%)	入所者数	充足率(%)	入所者数	充足率(%)
わんぱくルーム	—	3	—	3	—	2	—

施設名	定員	平成 24 年度		平成 25 年度	
		入所者数	充足率(%)	入所者数	充足率(%)
わんぱくルーム	—	3	—	2	—

資料：保健福祉課

#### ◆放課後児童クラブの利用状況

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童クラブ	5,514	8,535	9,573	8,556	7,973

資料：保健福祉課

#### ◆待機児童の推移

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
下川町幼児センター	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課

◆小学校の概況（各年5月1日現在）

単位：人・学級

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
下川町立 下川小学校	146	10	147	10	162	10

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
下川町立 下川小学校	159	10	169	9

資料：下川町教育委員会

◆中学校の概況（各年5月1日現在）

単位：人・学級

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
下川町立 下川中学校	70	4	73	4	77	5

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
下川町立 下川中学校	83	5	69	6

資料：下川町教育委員会



## 2 アンケートから見られる現状

新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため5年を1期とする本計画を作成し、計画的に事業を実施します。

本計画で教育・保育・子育て支援の充実を図るため、次のとおりアンケート調査を行いました。

- 調査対象：就学前（0～5歳児）及び就学児童（小学生1～6年生）のいる世帯
- 調査期間：平成26年5月19日～平成26年6月10日
- 調査方法：小学生及び幼児センターに入所している児童は、直接保護者をお願いして、小学校及び幼児センターを通じて配布・回収を行いました。それ以外の対象世帯については、郵送による配付・回収となりました。  
配付数：175世帯 回収数：128世帯 回収率73.1%

### (1) 家族の状況について

配偶者の有無について、回答のあった128世帯のうち17世帯が「配偶者はいない」と回答しており、その割合が13.3%で父親または、母親のみの世帯が全体の1割以上となっています。

回答数	配偶者あり	配偶者なし
128世帯	111世帯(86.7%)	17世帯(13.3%)

### (2) 保護者の就労状況と子育てについて

父親の就労状況は、回答のあった105世帯の全てが何らかの仕事に就いていますが、母親の就労状況も、回答のあった120世帯のうち85世帯(70.8%)での母親が何らかの仕事についており、その割合は、未就学児の世帯で21.2%、未就学児と小学生がいる世帯で20.0%、小学生のみの世帯で58.8%と低年齢児の時ほど、子育てに関わっていることがうかがえます。

父親回答数	就労有り	就労なし
105世帯	105世帯(100.0%)	0世帯(0.0%)
母親回答数	就労有り(85世帯の内訳)	
120世帯	未就学 18世帯	未就学・小学 17世帯
		小学 50世帯

子育てについては、主にどなたが携わっているかとの質問に対して、回答のあった128世帯のうち、両親が77世帯(60.2%)、母親が46世帯(35.9%)、父親が4世帯(3.1%)、その他(祖父母等)1世帯(0.8%)という状況で、父親と母親が協力して子育てに携わっている世帯が6割程度である一方、母親が主に子育てに携わっているという世帯も3割以上あり、保護者の就労状況との整合性が見て取れます。

回答数	両親	母親	父親	祖父母等
128世帯	77世帯(60.2%)	46世帯(35.9%)	4世帯(3.1%)	1世帯(0.8%)

また、「就労していない」と回答のあった35世帯の母親のうち「子育てに専念したい」と9世帯(25.7%)での回答があり、その割合は、未就学6世帯(66.7%)、未就学・小学1世帯(11.1%)、小学生2世帯(22.2%)となっており、低年齢の時ほど子育てに専念していることがうかがえます。

一方、「今後就労したい」との回答は、26世帯(74.3%)となっており、「条件の良い就労先があった場合」若しくは「子どもが一定年齢に達した時点で」との回答が殆どで、未就学児世帯から小学生のみの世帯まで、全体を通して就労希望がある状況となっています。なお、父親の回答はありませんでした。

### (3) お子さんの幼児センターの利用状況について

幼児センターの利用状況について、回答のあった65世帯のうち定期的利用45世帯(69.2%)、不定期利用20世帯(30.8%)となっています。

なお、幼児センター以外の保育所等を利用していると答えた世帯は、ありません。

回答数	利用している	不定期で利用している
65世帯	45世帯(69.2%)	20世帯(30.8%)

幼児センターの利用の現状と希望については、回答のあった44世帯のうち1週当たり5日利用が40世帯(91.0%)で、4日及び1日利用が2世帯(4.5%)となっており、平日の利用がほとんどとなっています。また、1週あたり6日利用(土曜日利用)が2世帯(4.5%)となっており、土曜日の利用が少ないような状況です。

回答数	5日/1週	4・1日/1週	6日/1週
44世帯	40世帯(91.0%)	2世帯(4.5%)	2世帯(4.5%)

利用の時間帯は、回答のあった利用している44世帯のうち通常保育開始の午前8時からが43世帯(97.7%)、通常保育終了の午後4時までが24世帯(54.5%)と、通常保育時間帯での利用が多い一方、通常保育開始前の午前7時30分から利用が1世帯(2.3%)、通常保育終了後の午後4時以降も利用が、20世帯(45.5%)となっており、保護者の就労等により時間外における利用ニーズがある状況です。

利用回答数	通常保育開始(8:00~)	通常保育終了(~16:00)
	43世帯(97.7%)	24世帯(54.5%)
44世帯	通常保育開始前(7:30~)	通常保育終了後(16:00~)
	1世帯(2.3%)	20世帯(45.5%)

今後の利用の希望は、全回答数29世帯のうち29世帯(100.0%)が現状の開所時間、開所日数で良いとしています。



なお、幼児センターを不定期で利用している20世帯のうち14世帯(70.0%)が「子どもがまだ小さい」ことを理由としており、低年齢児の時ほど保護者が子育てに直接関わっている状況となっています。また、親や祖父母等へ預けているという回答が4世帯(20.0%)あるほか、少数意見として「経済的理由」や「育児方針と合わない」などの回答がありました。

幼児センター以外で、「日頃親や祖父母等にお子さんを預かってもらえるところがありますか」、との質問については、全回答数59世帯のうち26世帯(44.1%)が「預けるところがある」と回答があった一方、33世帯(55.9%)が「預けるところはない」と回答しており、核家族化や親子関係等の希薄化が原因と思われる。

回答数	預けるところがある	預けるところはない
59世帯	26世帯(44.1%)	33世帯(55.9%)

また、「緊急時・用事の際にお子さんを見てもらえる親や祖父母等はいますか」、との質問については、全回答数69世帯のうち58世帯(84.1%)が「預けるところがある」、11世帯(15.9%)が「預けるところはない」としており、幼児センターにおける一時保育の周知と利用促進を図る必要があると考えられます。

回答数	預けるところがある	預けるところはない
69世帯	58世帯(84.1%)	11世帯(15.9%)

#### (4) 「子育て支援センター」について

幼児センター内の「子育て支援センター」で実施している各種事業のこれまでの認知度や利用状況、今後の利用希望等について、次のとおりとなりました。

##### ◆子育て相談

回答数	これまでについて			
	利用している	過去に利用	知っていたが利用はない	知らなかった
61世帯	2世帯(3.3%)	8世帯(13.1%)	40世帯(65.6%)	11世帯(18.0%)

##### ◆一般開放「こんにちは広場」

※あそびの場として、支援センター室を開放

回答数	これまでについて			
	利用している	過去に利用	知っていたが利用はない	知らなかった
61世帯	5世帯(8.2%)	18世帯(29.5%)	31世帯(50.8%)	7世帯(11.5%)



### ◆あそびの広場「きらきら」

※毎週木曜日、親子交流

	これまでについて			
回答数 61 世帯	利用している	過去に利用	知っていたが 利用はない	知らなかった
	13 世帯 (21.3%)	31 世帯 (50.8%)	16 世帯 (26.2%)	1 世帯 (1.7%)

### ◆0 歳児あそびの広場「ぴよぴよ」

※毎月第 2・4 火曜日、0 歳児の親子交流

	これまでについて			
回答数 61 世帯	利用している	過去に利用	知っていたが 利用はない	知らなかった
	6 世帯 (9.8%)	34 世帯 (55.8%)	19 世帯 (31.1%)	2 世帯 (3.3%)

### ◆一時保育

※満 1 歳児以上のお子さんを一時的に有料で保育

	これまでについて			
回答数 61 世帯	利用している	過去に利用	知っていたが 利用はない	知らなかった
	2 世帯 (3.3%)	19 世帯 (31.1%)	34 世帯 (55.8%)	6 世帯 (9.8%)

以上のことから、全体を通して利用は少ない状況ですが、その主な理由として「幼児センターで預かってもらっている」「子どもの午前寝及びお昼寝の時間帯とかぶっている」「就労や家事のため」となっているほか、子育て相談については、「両親や兄弟、友人等に相談している」などとなっています。

一時保育については、「両親や祖父母等が見てくれる」となっています。また、各種事業について「知らなかった」とする人が見られるため、今後は周知方法について工夫する必要があります。

次に、各種事業のこれからの利用状況等については、次のような結果になりました。

### ◆子育て相談

	これからのについて			
回答数 58 世帯	積極的に 利用したい	必要があれば 利用したい	利用する 考えはない	わからない
	4 世帯 (6.9%)	39 世帯 (67.2%)	8 世帯 (13.8%)	7 世帯 (12.1%)



### ◆一般開放「こんにちは広場」

※あそびの場として、支援センター室を開放

	これからについて			
回答数 56 世帯	積極的に 利用したい	必要があれば 利用したい	利用する 考えはない	わからない
	10 世帯 (17.9%)	26 世帯 (46.4%)	13 世帯 (23.2%)	7 世帯 (12.5%)

### ◆あそびの広場「きらきら」

※毎週木曜日、親子交流

	これからについて			
回答数 55 世帯	積極的に 利用したい	必要があれば 利用したい	利用する 考えはない	わからない
	21 世帯 (38.2%)	15 世帯 (27.3%)	16 世帯 (29.1%)	3 世帯 (5.4%)

### ◆0 歳児あそびの広場「ぴよぴよ」

※毎月第 2・4 火曜日、0 歳児の親子交流

	これからについて			
回答数 42 世帯	積極的に 利用したい	必要があれば 利用したい	利用する 考えはない	わからない
	12 世帯 (28.6%)	17 世帯 (40.5%)	10 世帯 (23.8%)	3 世帯 (7.1%)

### ◆一時保育

※満 1 歳児以上のお子さんを一時的に有料で保育

	これからについて			
回答数 54 世帯	積極的に 利用したい	必要があれば 利用したい	利用する 考えはない	わからない
	5 世帯 (9.3%)	27 世帯 (50.0%)	20 世帯 (37.0%)	2 世帯 (3.7%)

全ての事業において「積極的に利用したい」「必要があれば利用したい」が、概ね 60%～70%以上となっており、需要の高さが見て取れます。また、「利用する考えはない」との回答については、「こんにちは広場」、「きらきら」、「ぴよぴよ」の各種事業は 20%～30%となっていますが、子育て相談事業は 13.8%と低く、事業の内容等によって利用度のばらつきが見られます。

「利用する考えはない」との回答の主な理由は、「就労や家事のため」などとなっており、社会全体で支え合う方策を考えていく必要があるものと考えられます。



## (5) 新たな保育ニーズについて

日曜日・祝日の定期的な保育の利用希望について聞いたところ、費用負担の追加がある場合とない場合を合わせても20%と低く、利用の時間帯も午前8時から午後5時までの間となっており、通常保育の時間帯とほぼ変わらない状況となっています。

その結果、日曜日・祝日に子どもとの関わりを大切にしているものと思われませんが、今後も日曜日等の保育の利用ニーズについて状況把握が必要と考えます。

### ◆日曜日・祝日の定期的な保育

回答数 45世帯	費用負担の追加があっても利用したい	費用負担の追加がなければ利用したい	利用する必要性・考えはない
	2世帯(4.44%)	7世帯(15.6%)	36世帯(80.0%)

軽度の病気の子どもや病後の子どもを預かる「病児・病後児保育」の必要性（医師の事前診断や費用負担が伴うものとして想定）について聞いたところ、「とても感じる」と「少し感じる」で70%以上の利用ニーズがあることが分かりました。

今後は、「病児・病後児保育」に関する設備や人員配置等の運営基準など、調査・研究を進めながら、対応方法等の検討を行っていく必要があると考えます。

### ◆病児・病後児保育

回答数 42世帯	とても感じる	少し感じる	あまり感じない	感じない
	11世帯(26.2%)	19世帯(45.2%)	6世帯(14.3%)	6世帯(14.3%)

幼児センターに入所している方を対象とした質問で、保育終了後に親の都合等により延長保育又は他に預けることが過去1年間にあったとの回答は次のとおりでした。

「預けることがあった」との回答のうち、預け先や預け方の質問に対する回答は、少ない状況でしたが、その預け先のほとんどが親族や友人・知人で、延長保育の利用はわずかな状況でした。また、その預け方として、宿泊を伴うものはわずかであり、よほどの事情でない限り宿泊を伴わない預け方をしているような状況でした。

### ◆保育終了後に延長保育又は他に預けることがあったか

回答数 44世帯	あった	なかった
	13世帯(29.5%)	31世帯(70.5%)

幼児の宿泊を含む預かりシステムの利用についての質問への回答は、「利用したい」が、全回答数61世帯のうち、7世帯(11.5%)と利用ニーズは、低い状況ですが、分からないとした回答も21世帯(34.4%)あることから、潜在的な利用ニーズの把握が必要と考えます。

### ◆幼児の宿泊を含む預かりシステムが構築された場合の利用について

回答数 61世帯	利用したい	利用したいとは思わない	分からない
	7世帯(11.5%)	33世帯(54.1%)	21世帯(34.4%)

## (6) 子どもたちの放課後の過ごし方について

就学前のお子さんをお持ちの保護者の皆さんに、「お子さんが将来小学校に入学後、放課後をどのように過ごさせたいですか」と、放課後の過ごし方について、小学校低学年と小学校高学年ごとに希望を聞いたところ、低学年では指導者等がおり、設備が整っている放課後児童クラブの希望が一番多く、次に自宅、習い事・少年団等、月に4～5回程度開催されている放課後子ども教室がほぼ同数で、祖父母・友人・知人宅は少なく、指導者等がいる又は集団で過ごせるなどの場所を希望していることが読み取れます。

高学年では、低学年と同様に放課後児童クラブの希望が一番多い状況ではありますが、いずれの項目ともあまり差がないような状況です。また、その他の回答の主なものは、公園などの外遊びとなっています。

今後も就学児童の居場所づくりのため、保護者のニーズを的確に把握していく必要があります。

### ◆就学前の子どもが小学校に入学後に放課後を過ごす場所の希望について

※複数回答あり

	小学3年生まで	小学4年生以上
自宅	26人(18.2%)	22人(21.4%)
祖父母・友人・知人宅	15人(10.5%)	16人(15.5%)
習い事・少年団等	25人(17.5%)	22人(21.4%)
放課後子ども教室	30人(21.0%)	19人(18.4%)
放課後児童クラブ	42人(29.3%)	24人(23.3%)
その他	5人(3.5%)	0人(0.0%)
回答数	143人	103人

小学生のお子さんをお持ちの保護者の皆さんに、「現在、放課後をどのように過ごしていますか」と、上記の質問と同様小学校低学年と小学校高学年ごとに聞いたところ、低学年では自宅、習い事・少年団等、放課後児童クラブがほぼ同数で、祖父母・友人・知人宅は少ない状況となっています。また、高学年では、自宅で過ごす割合が一番多く、次に習い事・少年団等となっています。

この調査の結果から、低学年では放課後児童クラブ、また低学年及び高学年では習い事・少年団等で過ごす割合が高く、指導者等がいる又は設備等が整っているなど、安心して子ども預けることができる居場所の確保が重要です。

一方、自宅で過ごす割合については低学年及び高学年ともに高く、その要因は、子どもの自立性の向上、親の就労の状況や教育方針、家庭の経済状況など様々なものが考えられることから、今後はその要因を把握し、子育て支援の充実に繋げていく必要があると考えます。

なお、少数回答のその他については、公民館などの公共施設や公園での外遊びとなっています。



### ◆小学生の子どもの放課後の過ごし方について

※複数回答あり

	小学3年生まで	小学4年生以上
自宅	18人 (27.3%)	38人 (38.0%)
祖父母・友人・知人宅	1人 (1.5%)	12人 (12.0%)
習い事・少年団等	16人 (24.2%)	28人 (28.0%)
放課後子ども教室	8人 (12.1%)	10人 (10.0%)
放課後児童クラブ	19人 (28.8%)	7人 (7.0%)
その他	4人 (6.1%)	5人 (5.0%)
回答数	66人	100人

次に、「お子さんの現在の放課後の過ごし方について、変更や改善したいと思いませんか」との質問についての回答は、「特に思わない」が70人であるのに対して、「変更・改善したい」が10人と少数でした。その内容は放課後児童クラブ、自宅、祖父母・友人・知人宅、習い事・少年団等での過ごす日数や時間帯の変更で、現状の仕組みの中で対応できるものでした。

### (7) 子育てに関する悩みや不安等について

アンケート調査の対象となる全ての方に、「子育てに関して、悩みや不安を感じますか。」と質問したところ、「全く感じない」「あまり感じない」で43世帯(34.4%)であったのに対して、「やや感じる」「とても感じる」が82世帯(65.6%)と、回答数の3分の2が何らかの悩みを感じているような状況です。

#### ◆子育てに関する悩みや不安について

回答数	全く感じない	あまり感じない	やや感じる	とても感じる
125世帯	5世帯(4.0%)	38世帯(30.4%)	69世帯(55.2%)	13世帯(10.4%)

子育ての悩みや不安の主なものについて回答いただいたところ、多いものから「学力・進学」、「しつけ、育児の方法」、「子どもの成長・発育」、「経済的な負担」の順番となっており、未就学児のいる世帯では、「しつけ、育児の方法」、「子どもの成長・発育」が多く、小学生のいる世帯では、「学力・進学など」が多いような状況となっています。

#### ◆子育ての悩みや不安の主なものについて

※複数回答あり

回答数 226人	学力・進学など	子どもの成長・発育	経済的な負担
	55人(24.3%)	41人(18.2%)	30人(13.3%)
	しつけ、育児の方法	家族、ご自身の健康	自分の時間がとれない
	47人(20.8%)	9人(4.0%)	11人(4.9%)
	近所、保護者間の人間関係	仕事との両立	その他
	8人(3.5%)	22人(9.7%)	3人(1.3%)

次に子育ての悩みや不安の相談相手について聞いたところ、「配偶者」「配偶者以外の家族」と近親者が47.6%と全体の約半数を占めているほか、「友人・知人」「職場の人」「PTAなど保護者仲間」「趣味などのサークル仲間」などの日頃付き合いのある人への相談が31.8%と全体の約3分の1を占めている状況です。また、「相談する悩みがない」とする人も少数ですが、11人(3.6%)いるような状況です。

相談する内容によって、相談相手も違うような状況で、「学力・進学など」については、学校の先生、「子どもの成長・発育」は、保健師、「しつけ・育児の方法」は、「配偶者」又は「配偶者以外の家族」が多いような状況です。

なお、幼児センターで実施している「子育て相談」は、8人(2.6%)と少ないような状況で、今後利用の促進を図る必要があると考えます。

#### ◆子育ての悩みや不安の相談相手について

※複数回答あり

回答数 305人	配偶者	配偶者以外の家族	友人・知人
	84人(27.6%)	61人(20.0%)	65人(21.3%)
	職場の人	PTAなど保護者仲間	趣味などのサークル仲間
	17人(5.6%)	10人(3.3%)	5人(1.6%)
	学校の先生	子育て相談(幼児C)	保健師
	20人(6.6%)	8人(2.6%)	17人(5.6%)
	民生委員児童委員	相談相手がない	相談する悩みがない
	0人(0.0%)	2人(0.6%)	11人(3.6%)
	その他		
5人(1.6%)			

子育てに関する悩みや不安を誰かに相談した後、「その悩みや不安が改善されましたか」との質問については、「改善された」が81世帯(73.6%)、「改善されなかった」が29世帯(26.4%)という結果となりました。

なお、改善されたとの回答の相談相手は、配偶者や両親、兄弟などの近親者が特に多く、次に友人・知人、保健師、幼児センター・学校の先生の順となっています。

#### ◆子育てに関する悩みや不安の相談後の改善等について

回答数	改善された	改善されなかった
110世帯	81世帯(73.6%)	29世帯(26.4%)



次に「子育てと仕事の両立には、どのようなことが必要だとおもいますか」との質問についての回答については、「配偶者の協力」や「配偶者以外の家族等の協力」と回答した人が153人で全体の40%以上を占めている一方「子どもの体調不良や行事のときすぐ休みが取れるような職場環境」という回答も全体の約4分の1を占めているという状況でした。

また、「幼児センターや児童クラブなど町の施設の充実」という回答も11.8%あり、家族による子育て支援はもとより、職場環境の改善や町の施設の充実を図る必要があると考えます。

#### ◆仕事と子育ての両立について

※複数回答あり

回答数 357人	配偶者の協力	配偶者以外の家族等の協力	友人等の近所の協力
	93人(26.1%)	60人(16.8%)	15人(4.2%)
	育児休業等の 取りやすい職場環境	子どもの体調不良や行 事の時すぐ休みが 取れるような職場環境	幼児センターや 児童クラブなど 町の施設の充実
	24人(6.7%)	89人(24.9%)	42人(11.8%)
	個人、民間など による託児所やベビー シッターの充実	企業内保育体制の整備	よくわからない、 関係ない
	15人(4.2%)	13人(3.6%)	2人(0.6%)
	その他		
4人(1.1%)			

最後に「下川町は、子育てのしやすい町だとおもいますか」と質問したところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」で105人と全体の80%以上を占めており、子育てのしやすい町であるようですが、その要因は様々なことが考えられます。自然環境の豊かさ、子育て支援施策や施設の充実、就労環境、家族・友人・知人関係など、今より一層「子育てのしやすい町」「すこやかでいきいき暮らせるまちづくり」をめざして様々な施策を講じていく必要があると考えます。

#### ◆下川町の子育てのしやすさについて

回答数 127世帯	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない
	35世帯(27.6%)	70世帯(55.1%)	7世帯(5.5%)
	思わない	わからない	
	4世帯(3.1%)	11世帯(8.7%)	



### 3 本町の子ども・子育て環境の課題

#### (1) 核家族化等の進行

総人口の減少により、今後は子どもの人口減少が懸念されます。

また、1世帯当たりの人員数の減少から、核家族化が進行していることがうかがえ、今後もさらに進行するものと思われませんが、核家族化や子どもの減少に歯止めを掛けるためには、第5期下川町総合計画に基づいた産業振興や移住・定住対策等の推進と、本計画の施策全体において、より一層の充実が求められるとともに、少子高齢化・核家族化の時代における子育て支援のあり方を考えていかなければなりません。

#### (2) 働く母親への支援の充実

昨今の厳しい景気状況などから、就労している、または就労意欲のある母親が増加傾向にあり、母親が安心して働ける体制の整備が求められています。それは子育て支援サービスの整備・充実はもちろんですが、企業や学校、地域など社会全体に向けて、働く母親への理解を深めてもらうことも重要です。

#### (3) 多様なニーズへの対応

少子高齢化・核家族化の進行や就労意欲のある母親の増加、就労形態の多様化などにより、多様なニーズが顕在化しつつあります。このような中、時間外保育や一時保育などの利用傾向は少なくありません。

また、子どもへの保育など、就労以外の理由による利用ニーズもあることから、保育などの事業を総合的に考えて、多様なニーズへの対応を進めていく必要があります。

#### (4) 子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実

本町において実施されている様々な子育て支援サービスの認知度と利用状況については、十分とは言えない状況にあることから、認知度と利用状況の向上に向けた周知法等を検討し、利用を促進していく必要があります。

また、施設や事業内容、実施体制など子育て支援環境の充実と子育て支援の質を高め、利用者の満足度を向上させることで将来的な利用者の増加に繋げる取り組みを推進していくことも重要です。

#### (5) 相談体制の充実

子育てに関することの相談先は、家族や親族、友人知人等の身近な人が大きな役割を占めていますが、それ以外の選択肢はあまりない状況となっています。核家族化の進行などにより、相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聞きたい場合など、様々な状況に対応できる相談体制の充実を図ることが重要です。

## (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

就労意向のある母親の増加や父親の育児参加の促進などを考慮すると、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないものとなります。母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し、安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を社会全体に醸成していく取り組みが必要です。

## (7) 要保護・要支援児童等への対応の充実

本町では、下川町要保護児童対策地協議会において実務担当者会議、個別ケース検討会等を開催し、要保護・要支援児童等に対する個別の対応や児童虐待の防止、早期発見や早期対応、被害児童の保護に取り組んできました。今後もそうした要保護・要支援児童への対応の充実を図っていく必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

下川町第5期総合計画では、「子育て支援」の目標として、  
「元気の象徴である子どもたちの元気な声があふれるよう、母子保健及び地域子育て支援センターの充実等、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくりまします。」  
としています。

幼児センターや学校など、行政や専門機関の支援による子どもたちにとって良質な環境づくりを推進するとともに、家庭・地域社会・企業等、あらゆる主体が連携・協力して子育てに取り組むことが重要であるととらえ、下川町次世代育成支援行動計画の「安心して子どもを産み、喜びと責任を持って子育てができる環境づくり」を引き継ぎ、基本理念とします。

### 2 施策の体系

#### 【基本理念】

安心して子どもを産み喜びと責任を持って  
子育てができる環境づくり

#### 【基本目標】

#### 【施策の方向】

	【基本目標】	【施策の方向】
基本目標1	家庭における子育てへの支援	①子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成 ⑤経済的負担の軽減 ⑥親と子の健康の確保
基本目標2	子どもの心身の健やかな成長のための保育環境の充実	①就学前保育体制の確保 ②保育所・小学校の連携と生きる力を育む教育の推進
基本目標3	子育てを支援する生活環境の整備	①安心して外出できる環境の整備 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
基本目標4	職業生活と家庭生活との両立の推進等	①仕事と子育ての両立を図るための環境の整備 ②産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備
基本目標5	要保護・要支援児童への対応など各関係機関との連携によるきめ細かな取組の推進	①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭等の自立支援の推進 ③障害児施策の充実

### 3 基本目標・施策の方向

<b>基本目標 1</b>	<b>家庭における子育てへの支援</b>
---------------	----------------------

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは、親が担うべき重要な役割です。妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境の充実に努めます。

#### 【施策の方向】

##### ①子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	地域子育て支援事業	子育て中の親子を支援するため、あそびの広場や子育て相談などを通して、子育て家庭の交流や子育て情報の発信・共有の拠点として子育て支援センター（幼児センター）の充実に努めます。	保健福祉課
2	親子の交流事業	乳幼児の子どもを中心に、親と子や親子同士がいきいきとあそび交流することができるよう支援するとともに、子育て支援ホールの充実に努めます。	保健福祉課
3	世代間交流事業	核家族化により、子どもたちが親・祖父母との3世代交流を経験することが少なくなっている中、高齢者福祉施設や地域のお年寄りとの交流を通じて世代間のふれあい活動を引き続き行います。	保健福祉課

##### ②保育サービスの充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	保育内容の充実	生活環境が多様化していく中、保育体制の確保や保育内容及び幼児センター職員の資質の向上を図るとともに、地域の特色を生かした自然とふれあう環境保育を充実し、子どもたちの健全な心と体を育みます。	保健福祉課
2	通常保育	保護者の労働や疾病等によって家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	保健福祉課
3	一時保育	急病や短時間勤務、育児疲れ等に伴う一時的、緊急な保育ニーズに応えるため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。	保健福祉課
4	延長保育	就労時間等の理由から、延長保育が必要な保護者に対し、延長保育事業を行います。	保健福祉課
5	広域保育	里帰り等で一時的に町内に在住し、保育を希望する子どもを受け入れています。	保健福祉課
6	乳児保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、0歳児の保育に欠ける子どもについて、保育を希望する子どもを受け入れています。	保健福祉課

### ③子育て支援のネットワークづくり

No	事業名	事業内容	担当課
1	子育て仲間づくりの整備	子どもを持つ親同士が情報交換を行う機会を設けるとともに、育児への不安などの軽減を図り、地域での仲間づくりと互いに子育てを支え合う関係づくりを支援します。	保健福祉課
2	民生委員児童委員	子どもや妊産婦を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員が主になって各民生委員児童委員や関係機関との連絡調整をとり、必要な情報の提供や支援を行います。	保健福祉課
3	子ども会への支援	子どもたちが各行事等に参加しながら、自発的な行動、遊びや交流を楽しむ力などが育めるよう、今後も各種イベントの運営支援を継続して実施していきます。	教育課
4	青少年健全育成活動	地域社会における青少年の自発的、組織的活動を推進するため、各種行事等を積極的に行うとともに、青少年に関する諸課題について協議します。また、青少年育成関係団体の活動を支援します。	教育課
5	社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的な担い手として世代間交流事業等を行う社会福祉協議会に対して、今後も自主的な運営への支援を継続して実施していきます。	保健福祉課
6	活動拠点の充実	公民館、町民会館、総合福祉センター、幼児センター等が連携して、施設機能の充実を図ります。	教育課 保健福祉課
7	地域連携の充実	学校・家庭・地域が連携し、子育ての支援を推進します。	教育課 保健福祉課

### ④子どもの健全育成

No	事業名	事業内容	担当課
1	放課後子どもプラン推進事業	下川小学校に在籍する児童を対象に、地域住民の参画を得て、子どもたちに様々な体験や交流、学習の機会を提供する放課後子ども教室や、保護者の就労等により、昼間、家庭において適切な保護を受けられない児童に対して遊びや集団生活等を通して健全な育成を図る児童クラブの運営の充実を図ります。	教育課
2	児童室	親子が自由に楽しく遊ぶ交流の場として、小型児童館の機能を持つ町民会館 2 階児童室の充実を図ります。	教育課
3	図書室	町民会館 1 階の図書室では、親子のふれあいを深められるよう、絵本の読み聞かせなどを行います。	教育課

No	事業名	事業内容	担当課
4	ブックスタート等	親子のふれあいの時間をつくることや、本に興味をもってもらうため、6～7か月、1歳6か月、3歳児の健診に際して、絵本をプレゼントするほか、絵本の読み聞かせを行います。	教育課
5	子育て支援センター事業（再掲）	子育て中の親子を支援するため、あそびの広場や子育て相談などを通して、子育て家庭の交流や子育て情報の発信・共有の拠点として子育て支援センターを中心に充実を図ります。	保健福祉課
6	生涯学習生活の推進	学校・家庭・地域との連携を図り、地域の教育力を生かした自然体験やボランティア活動等、様々な体験活動の機会の充実に努めます。	教育課
7	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室	児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を養うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する知識を深め、健全で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めて行きます。	教育課
8	性教育	子ども・親・学校・地域等が命を守るための性教育を地域ぐるみで取り組んでいけるよう、関係機関の連携を深め、性教育の学習機会をつくっていけるよう体制の構築を目指します。	教育課
9	スポーツ・レクリエーション活動	子どもの健全育成と社会性の向上を図るため、スポーツ少年団や子ども会活動を支援します。	教育課
10	子育て意識の高揚	児童生徒に対して、思春期教室等の充実など、出産・育児・健康づくりの意識の啓発を図ります。	教育課 保健福祉課

### ⑤経済的負担の軽減

No	事業名	事業内容	担当課
1	不妊治療支援事業	不妊治療を希望しているご夫婦の心身及び経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費を助成します。	保健福祉課
2	出産育児一時金	出産育児一時金が、加入している健康保険から直接医療機関に支払われます。	保健福祉課
3	乳幼児等医療費助成	中学生までの子どもの保険診療分にかかる医療費自己負担額を全額助成します。	保健福祉課
4	児童手当	次代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの子どもを療育している方に支給します。	保健福祉課

No	事業名	事業内容	担当課
5	乳児すこやかなに育て応援事業	乳児の育児期（2歳未満）に必要なおむつなどの様々な育児用品等に係る諸費用に対して、商品券（3,000円/月）を支給します。	保健福祉課
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父、母、児童の医療費の一部を助成します。中学生までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課
7	学校給食費補助金	子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、小中学校の児童生徒を対象として、学校給食費の一部（20%）を助成します。	教育課

### ⑥親と子の健康の確保

No	事業名	事業内容	担当課
1	母子保健事業	母子健康手帳交付時から生活習慣病予防を踏まえた支援を行うとともに、関係機関の協力を得ながら、各種事業を通じて子どもの健やかな発育・発達が促されるよう支援します。	保健福祉課
2	妊婦健康診査助成	安全安心な妊娠と出産のために妊婦健康診査の全回数に助成します。	保健福祉課
3	訪問・健康相談	妊婦や子ども・保護者の心身の健康状態や不安・悩み等に対し、訪問や電話・面接等で個別に随時支援を行います。	保健福祉課
4	両親教室	助産師による妊娠・出産・子育てについての講話、妊婦体験・沐浴体験、参加された方との交流により、妊娠期から夫婦で出産や子育てに関する理解を深めます。	保健福祉課
5	乳児相談	生後6～7か月児：発育発達の確認、集団指導（離乳食の試食）、保健相談、栄養相談、 生後9～10か月児：発育発達の確認、集団指導（事故予防）、保健相談、栄養相談	保健福祉課
6	新生児・2か月児訪問	新生児と生後2か月児を対象に保健師が随時個別訪問し、相談や支援を行います。	保健福祉課
7	股関節脱臼検査	早期に股関節脱臼を発見し治療するため、股関節脱臼検査費用を助成します。	保健福祉課
8	歯の相談・フッ素塗布	乳児の虫歯予防のため、概ね1歳から12歳臼歯が生えるまでの期間のフッ素塗布費用を助成します。	保健福祉課



No	事業名	事業内容	担当課
9	成人の風しんの抗体検査及び予防接種	風しんの免疫のない女性が妊娠中に感染すると、「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。抗体を持たない妊婦と赤ちゃんの健康を守ることから、抗体検査と予防接種の費用を助成します。	保健福祉課
10	食育への取り組み	下川町食育推進計画等に基づき、生きる上での基本であり、知育、徳育、及び体育の基礎となるべき「食」について、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。	農務課
11	乳幼児健康診査	乳幼児の健康と発育発達を促すため、月齢に応じて健診（医師の診察、集団健康教育、保健相談、栄養相談、歯科相談、子育て相談）を実施します。 ・3～4 か月児 ・11～12 か月児 ・1 歳 6 か月児 ～1 歳 9 か月児 ・3 歳児	保健福祉課
12	予防接種	疾病の発生やまん延、重症化を予防するため行います。予防接種の必要性や効果を保護者が理解し、適切に受けられるよう、新生児訪問や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などで情報を提供していきます。 【実施している予防接種】 定期予防接種：ヒブ、小児用肺炎球菌、4 種混合、B CG、麻しん風しん、2 種混合、ヒトパピロマーウイルス感染症、水痘 任意予防接種：おたふくかぜ、インフルエンザ	保健福祉課
13	保育所健康診断	乳幼児期の健やかな発育を守るため、定期的に健康診断（内科・歯科）を行います。	保健福祉課
14	就学時健康診断	就学対象児童の心身の健康状態を把握し、健康上指導が必要な就学児への適切な就学指導を行います。	教育課



**基本目標2 子どもの心身の健やかな成長のための保育環境の充実**

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていくことが必要です。

乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期の人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を促すとともに、保育所・小学校の教職員が教育・保育に対して相互理解を深め、小学校生活への円滑な移行をめざした連携を強化します。

**【施策の方向】****①就学前保育体制の確保**

No	事業名	事業内容	担当課
1	保育内容の充実（再掲）	生活環境が多様化していく中、保育体制の確保や保育内容及び幼児センター職員の資質の向上を図るとともに、地域の特色を生かした自然とふれあう環境保育を充実し、子どもたちの健全な心と体を育みます。	保健福祉課

**②保育所・小学校の連携と生きる力を育む教育の推進**

No	事業名	事業内容	担当課
1	幼児センターと下川小学校の連携強化	子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培うため、幼児センターと下川小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう連携を強化します。	教育課 保健福祉課
2	自然体験活動の充実	総合学習や社会教育が実施する自然体験活動への参加促進や内容の充実を図ります。	教育課 保健福祉課
3	ボランティア活動の推進	学校や社会福祉協議会等と連携して総合学習などで、ボランティア活動への参加やボランティアに対する意識の高揚を図ります。	教育課 保健福祉課

**基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備**

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担や不安などが生じないように、親子が安全に安心して伸び伸びと自由に行動できる生活環境の整備を推進します。

**【施策の方向】****①安心して外出できる環境の整備**

No	事業名	事業内容	担当課
1	道路関係事業	安全で快適な道路環境を確保するため、道路網の計画的な整備と維持管理に努めます。	建設水道課

No	事業名	事業内容	担当課
2	公園整備事業	親子がふれあい、子どもたちが憩うことができる空間を創出し、子どもたちの健全な育成を助長します。	建設水道課
3	交通安全活動の推進	婦人交通安全指導員が主となって、児童の登校時の交通安全街頭指導を実施します。	税務住民課
4	防犯活動等の推進	スクールガードリーダーが主となって、毎月1回、児童の登校時にパトロールを行い、不審者の有無の確認等の防犯活動を推進します。	教育課
5	環境浄化活動の推進	青少年健全育成推進協議会、学校、PTA、民生委員、警察等と連携して、夏休み等に夜間パトロールを実施し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。	教育課

## ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	事業内容	担当課
1	防犯活動等の推進（再掲）	スクールガードリーダーが主となって、毎月1回、児童の登校時にパトロールを行い、不審者の有無の確認等の防犯活動を推進します。	教育課
2	交通安全活動の推進（再掲）	婦人交通安全指導員が主となって、児童の登校時の交通安全街頭指導を実施します。	税務住民課
3	環境浄化活動の推進（再掲）	青少年健全育成推進協議会、学校、PTA、民生委員、警察等と連携して、夏休み等に夜間パトロールを実施し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。	教育課
4	犯罪被害者支援等窓口	犯罪被害者等からの問い合わせへの相談や支援等を行います。	税務住民課



#### 基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けるとともに、非正規雇用割合は多いような状況です。子育てと仕事を両立する事ができる環境にしていくことが重要です。

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事のバランスがとれる働き方を支援する取組を推進します。

##### 【施策の方向】

##### ①仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
1	国・道等の就業支援事業等の周知	商工会等と連携し、国・道等からの情報誌等を窓口配架するなど、情報の収集と提供を行うとともに、職場での育児の配慮など、仕事と育児の両立支援に向けた意識啓発を図ります。	保健福祉課
2	男女共同参画の推進	性別役割分担を解消し、男女がともに子育てと仕事を担う社会を構築します。	総務課

##### ②産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
1	通常保育（再掲）	保護者の労働や疾病等によって家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	保健福祉課

#### 基本目標5 要保護・要支援児童への対応など各関係機関との連携によるきめ細かな取組の推進

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、下川町要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携により、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

##### 【施策の方向】

##### ①児童虐待防止対策の充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	虐待の早期発見	育児の悩みについて相談しやすい雰囲気を作り、親のストレスや家庭での育児の現状を早期に把握し、親子の支援を展開できるよう、乳幼児健診など様々な場を活用していきます。	保健福祉課

No	事業名	事業内容	担当課
2	下川町 要 保護児童 対策地域 協議会	各関係機関の責任者が集まり、要保護児童等の情報の交換や支援に関する内容の検討等を行います。	保健福祉課
3	下川町 要 保護児童 対策個別 ケース 検討会	個別の要保護児童について、直接関わりを持つ担当者が集まり、対象児童に対する具体的な支援の内容を検討するために適宜開催し、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告、情報の共有、支援計画の検討等を行います。	保健福祉課
4	下川町 要 保護児童 対策実務 者会議	児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被疑児童の保護など、児童虐待に対応するため、実務者が集まり、定例的な情報交換や、支援内容の検討等を行います。	保健福祉課
5	子どもの 人権に対 する意識 啓発	法制度の動きなどの情報を把握・提供するとともに、人権擁護委員等による各種活動により、こどもの人権に対する町民の意識啓発を図ります。	保健福祉課
6	相談員の 設置	幼児センターの子育て相談員により、児童や親からの相談を気軽に受けられるよう努めます。	保健福祉課

### ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業名	事業内容	担当課
1	児童扶養 手当	父母の離婚などによる母子（父子）家庭に対し、支給します。	保健福祉課
2	ひとり親 家庭等医 療費助成 （再掲）	ひとり親家庭の父、母、児童の医療費の一部を助成します。中学生までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課

### ③障がい児施策の充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	障 害 児 保 育	障がいを持つ子どもが可能な限り幼児センターに通えるよう、障害児保育の充実を図ります。	保健福祉課
2	教育相談 支援体制	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な就学や就学後の支援・相談に努めます。	保健福祉課
3	特別支援 教 育	特別支援教育という流れの中で、今までの特殊教育を受ける対象から、学習障がいや多機能自閉症、アスペルガー症候群などの子どもたちも支援の対象となっており、特別支援教育の体制づくりを推進します。	教育課

No	事業名	事業内容	担当課
4	早期療育	心身に障がいが認められた児童、発達に遅れが認められた児童をできるだけ早期に療育につなげるために、保健医療機関及び幼児センターと連携し、療育センターを中心とした療育体制の構築を図ります。	保健福祉課
5	特別児童扶養手当	身体または精神に重度の障がいのある20歳未満の子どもがいる家庭に対し、支給されます。	保健福祉課
6	障害児福祉手当	20歳未満で、在宅で常時介護を必要とする身体障害（1・2級の一部）を持つ方、または知的・精神の障がいのある方に対し、支給されます。	保健福祉課
7	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2・3級（内部障害）、療育手帳（A判定）、精神保健福祉手帳（1級）をお持ちの方に対して医療費を助成します。中学生までの子どもは乳幼児等医療費助成と同様の助成が受けられます。	保健福祉課
8	心身障害者入湯料助成	身体障害者手帳・療育手帳（在宅生活をされている方）の交付を受けている方で、五味温泉を利用される場合、入湯料を助成します。また、介護を必要と判断された場合は介護者も同様の助成が受けられます。	保健福祉課

#### 4 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の設置・整備状況などを勘案して、全ての事業について全町を一区域として教育・保育の提供区域に設定しました。



## 第4章 子ども・子育て支援の講ずべき施策

### 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法においては、市町村は国の基本指針に則して、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

本町においても、平成26年度に実施した「下川町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査などをもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しました。

#### (1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

##### 【確保の方策】

現在町内には、幼稚園がありませんので、確保方策についての考えはありません。

#### (2) 認定こども園

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

##### 【確保の方策】

本町の幼児センターは、認定こども園の機能を有しているため、計画上の量の見込み・確保提供量の設定はありません。



### (3) 認可保育所

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、道の認可を受けた施設です。

#### 【確保の方策】

本町における人口推計では、0～14歳児の年少人口が減少傾向を示しているものの、男女別出生数や合計特殊出生率、婚姻数の推移などは、各年度で変動はあるが横ばい状態であり、今後第5期総合計画に基づいた町の産業等振興施策などにより、可能な限り現状を維持していく方向性を考慮して、提供量等を設定しました。

単位：人／日

	推 計				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	71	67	64	61	56
2号認定	52	49	47	45	41
3号認定	19	18	17	16	15
0歳児	2	2	2	2	2
1・2歳児	17	16	15	14	13
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保提供量	90	90	90	90	90
2号認定	70	70	70	70	70
3号認定	20	20	20	20	20
0歳児	3	3	3	3	3
1・2歳児	17	17	17	17	17
箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域型保育事業	—	—	—	—	—
差(②-①)	19	23	26	29	34

※2号認定及び3号認定の量の見込みの算出は、H26の幼児センターの利用者実績を考慮し、に将来人口推計の年少人口における毎年度の減少率 $\approx$ 5%を乗じて算出したものです。

## 2 地域型保育（主に3歳未満の乳幼児に対する保育で町の認可事業）

### (1) 小規模保育事業

利用定員6～19人以下の施設において、保育を行う事業です。



#### 【確保の方策】

計画上の量の見込み・確保提供量の設定はありません。計画上の幼児センターの量の見込みが確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

### (2) 家庭的保育事業

保育者の家庭などで保育を行う事業です。

#### 【確保の方策】

計画上の量の見込み・確保提供量の設定はありません。計画上の幼児センターの量の見込みが確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

### (3) 事業所内保育事業

民間企業等の事業所内における保育施設で、従業員のほか、地域において保育を必要とする乳幼児にも保育を提供する事業です。

#### 【確保の方策】

計画上の量の見込み・確保提供量の設定はありません。計画上の幼児センターの量の見込みが確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

### (4) 居宅訪問型保育事業

自宅などに保育者が訪問して保育を行う事業です。

#### 【確保の方策】

計画上の量の見込み・確保提供量の設定はありません。計画上の幼児センターの量の見込みが確保提供量を上回った場合には、新規事業者等の参入の可能性があります。

## 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### ①事業の概要

(1) 事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。
(3) 確保方策の考え方	幼児センターで実施している、地域子育て支援拠点事業により相談や情報提供は行っているため、見送ることとします。

#### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0



## (2) 地域子育て支援拠点事業 (1 か所)

### ①事業の概要

(1) 事業名	地域子育て支援拠点事業
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供など行う。
(3) 確保方策の考え方	現在幼児センターで実施している地域子育て支援事業を継承します。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②確保提供量	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
差 (②-①)	100	100	100	100	100

※量の見込みの算出は、過去2年間 (H24・25) の幼児センターでの利用者実績を参考に推計しました。

## (3) 妊婦健康診査助成事業

### ①事業の概要

(1) 事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦および胎児の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査 14 回に対して受診票を交付。また、14 回を超えた分についても助成します。
(3) 確保方策の考え方	妊婦健康診査の全回数を助成することで、経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる体制を継続していきます。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14	14	13	13	13
②確保提供量	25	25	25	25	25
差 (②-①)	11	11	12	12	12

※量の見込みの算出は、将来人口推計の年少人口におけるH27の0歳児数 (15人) に毎年度の減少率 $\div$ 4%を乗じて算出したものです。



#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### ①事業の概要

(1) 事業名	乳児家庭全戸訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、 発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	里帰り出産等で訪問ができない家庭もありますが、保健師が 新生児期と生後2か月頃に家庭訪問等により、母子の健康状態の把握や相談・支援を行います。

##### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	14	14	13	13	13
②確保提供量	25	25	25	25	25
差(②-①)	11	11	12	12	12

※量の見込みの算出は、将来人口推計の年少人口におけるH27の0歳児数(15人)に毎年度の減少率≒4%を乗じて算出したものです。

#### (5) 養育支援訪問事業

##### ①事業の概要

(1) 事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問事業で、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる」と訪問員が判断した場合に、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	ニーズの推移等を見極め、今後の検討事項とします。

##### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0



## (6) 子育て短期支援事業

### ①事業の概要

(1) 事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	ニーズの推移等を見極め、今後の検討事項とします。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

## (7) 子育て援助活動支援事業

### ①事業の概要

(1) 事業名	ファミリー・サポート・センター
(2) 事業の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	ニーズの推移等を見極め、今後の検討事項とします。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0



## (8) 一時預かり事業 (1 か所)

### ①事業の概要

(1) 事業名	一時預かり事業
(2) 事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	現在幼児センターで実施している一時保育を継承します。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	96	96	96	96	96
②確保提供量	96	96	96	96	96
差 (②-①)	0	0	0	0	0

※量の見込みの算出は、H25 の 1 か月当たりの利用実績 (1 月当たり 8 人) を用いています。

## (9) 延長保育事業 (1 か所)

### ①事業の概要

(1) 事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。
(3) 確保方策の考え方	現在幼児センターで実施している延長保育を継承します。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保提供量	36	36	36	36	36
差 (②-①)	0	0	0	0	0

※量の見込みの算出は、H25 の 1 か月当たりの利用実績 (1 月当たり 3 人) を用いています。



## (10) 病児保育事業

### ①事業の概要

(1) 事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
(3) 確保方策の考え方	ニーズの推移等を見極め、今後の検討事項とします。

### ②確保提供量

単位：人／年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### ①事業の概要

(1) 事業名	放課後児童クラブ
(2) 事業の概要	保護者が仕事などで昼間、家にいない家庭の子ども達（小学生）に対して、放課後等に学校内の専用施設や余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。
(3) 確保方策の考え方	平成 26 年度から町民会館の児童室において実施している放課後児童クラブを継承します。

### ②確保提供量

単位：人／日

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保提供量	40	40	40	40	40
差(②-①)	10	10	10	10	10

※量の見込みの算出は、H25の1日当たりの利用実績（≒30人）を用いています。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ①事業の概要

(1) 事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	施設型給付を受ける保育所等の保育料は、国が定める利用者負担を基に、各市町村が条例等により設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費等）などの上乗せ徴収を行う場合があります。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです
(3) 確保方策の考え方	本町の保育料は、国が定める基準額より低く設定し、さらに10%の減額措置も行っていることから、今後の検討課題とします。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ①事業の概要

(1) 事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。
(3) 確保方策の考え方	状況に応じて相談・助言等を実施します。

## 4 教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

### (1) 保育士等の資質の向上に対する必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず保育士等の専門性や経験が重要になります。

今後もより一層、保育士等の資質の向上のための研修等について支援を推進していきます。

### (2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

### (3) 幼児センターと小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるようにするためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要です。

そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になることから幼児センター・小学校等の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実等を図ります。

## 5 任意記載事項

### (1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

地域子育て支援拠点事業の実施等により、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者等に対するアンケート調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

道が行う施策との連携を図り、実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③障がい児施策の充実等

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

#### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

#### ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や児童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知徹底

#### (1) 町民・団体等への周知

家庭、地域、事業所などでの町民等の主体的・積極的な取組を推進するために、広報やお知らせ、ホームページへの掲載など、この計画の周知に努めます。

### 2 推進体制づくり

#### (1) 下川町次世代育成支援推進協議会

本計画を着実に推進していくために、「下川町次世代育成支援推進協議会」により、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じ計画の見直しなどを含めた検討も行います。

#### (2) 関係機関の連携・強化

教育・保育施設との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、各施設との連携・協同を推進します。

### 3 計画の点検・評価

#### (1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

#### (2) 中間年における計画の見直し

中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。



